

東京都入札監視委員会 第１回第一監視部会 議事概要（定例）

開催日及び場所	令和８年７月１日（水） 都庁第一本庁舎南側33階 特別会議室Ｓ６		
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見康夫（部会長） 弁護士 秋山一弘 神戸大学大学院経営学研究科 教授 黒木淳 弁護士 松本はるか 計４名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加		
対象期間	令和７年４月１日～令和７年６月30日		
抽出案件計	５件	(備考)	
一般競争	２件		
指名競争	２件		
随意契約	１件		
	意見・質問	回答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案１>（高額高落札・１者入札事案） 都営住宅７H-107・108東（江東区塩浜二丁目）工事〔一般競争入札〕		
	Ｑ 再発注案件であるにもかかわらず応札者が１者しかいなかったことについて、どのような理由が考えられるか。本件に何か特殊性はあるか。	Ａ 本件は規模が大きく、工期も長いため、技術者の確保が難しいこと、民間工事が活況であったことが理由だと考えている。 本件の工区の北側には運河があり、その護岸に影響がないか定点観察をしながら工事を進める必要があるため、２棟を一括発注していることから規模が大きくなっている。 本件の入札参加条件については、103者（当時）が参加できる設定であった。	
	Ｑ 都営住宅としては大規模な工事だったが、事業者にとってそれほど魅力的ではなかったということか。	Ａ 都営住宅は原則として分離発注を行うが、そういった部分を大手のゼネコン等がどう捉えるのか、とは感じている。	
	Ｑ 分離発注により事業者が手挙げしにくくなっているようにも聞こえるが、今後考えられる可能性はあるか。	Ａ 中小企業の参加を促すためにも、分離発注を原則としている。事業者の規模に応じ、様々な工事に参加していただけだと考えている。	
	Ｑ 大手の事業者はあまり参加してこないということだが、都営住宅は仕様がきっちり決まっているため、あまり魅力を感じないということもあるのか。	Ａ 直接ヒアリングをしたわけではないが、設計の面白味やうまみが少ない部分が敬遠されている理由かもしれない。	
	Ｑ 本件はＡ棟、Ｂ棟をまとめて発注しているが、今回のような護岸対策がなければ、別で発注するものという認識でよいのか。	Ａ 別発注が原則である。ただ、敷地が狭小であるなど様々な理由から、本件の現場以外でも一括発注することはある。	
	意見：特に意見なし		

	<議案2>(高額高落札率・1者入札事案) 浅草線・京急本線泉岳寺駅改良(駅工区) 土木工事(その2)[特命随意契約]	
	Q 本件が特命随意契約となった理由を説明してほしい。	A 本件の前段となる工事は、技術提案型総合評価方式で発注している。その際、工事全体の完成までを含めた技術提案を求めている。前段は途中までの工事となっていたことから、一体的な施工体制を確保するために本件は特命随意契約としている。
	Q 見積合せの最大回数には、どのような根拠があるのか。	A 交通局、知事部局ともに、工事の入札においては再度入札が3回までという規定があり、特命随意契約もそれに合わせている。
	Q 前段の工事に対して本件は落札率が高いが、何か要因はあるか。	A 本件は、前段の工事の際に受注者が提案した計画に則って発注しているため、業者側の見積の精度が上がったと考えている。
	Q 前段の工事の際に決まった事業者が本件も受注するのであれば、本件の金額も含めて前段工事において競争させるべきだったのではないか。	A 前段の工事を発注する際、詳細設計がまだできていなかったため、基本設計に基づく仮設工事として分割発注した。
	意見：特に意見なし	
	<議案3>(1者入札・同一事業者長期受注事案) 浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別 単価請負工事(単価契約)[希望制指名競争入札]	
	Q 本件は単価契約だが、契約の内容として単価に拘束力はあるのか。	A 推定総金額が契約金額の上限となっており、達した場合には契約は終了となる。
	Q 本件の落札者が新宿線・三田線の同様工事でも1者入札で受注しており、実質的に競争が働いていないように思う。	A 今年度の契約から、希望が少ない場合は任意選定を行い、10者での入札とするようにした。 その結果、今年度発注した本件と同様の案件では2者の応札があり、本件の落札者ではない事業者が落札した。
	意見：特に意見なし	
	<議案4>(1者入札事案) 中央区築地二丁目1番地先から同区明石町7番地先間外1か所配水小管布設替工事[希望制指名競争入札]	

Q 総合評価方式を採用した理由は。	A 本件は技術実績評価型総合評価方式を採用している。理由は、施工場所が小学校の通学路になっているために安全配慮上の対応が必要である点、局の重点事業である初期ダクタイトイル管の取替え箇所が含まれている点の2点。
Q 同時に複数案件に希望できるということであれば、入札が同時期であれば落札できるか分からないので真剣に臨むと思うが、入札時期が違えばとりあえず希望だけしておき、1件落札できた時点で後は全部捨てる、というようなことにならないか。 入札時期を揃えるようにしているのか。	A 希望申請の段階では、保険のために複数案件に希望することはよくあると認識している。 入札時期に関しては、不調のリスクを考慮し、事業者が応札しやすい環境をつくるというほうに気を配っている。当該年度の発注予定を公表しており、それを事業者が見て、会社の体制や他の受注状況などを勘案して希望申請し、入札の判断をしていると認識している。
Q 1者入札の状況を改善するための取組はしているか。	A 応募しやすい条件を整え、より多くの事業者に希望していただけるように努めていきたいと考えている。
意見：特に意見なし	
<議案5>（高額高落札） 中川建設発生土改良プラント再構築その2工事[一般競争入札]	
Q 総合評価方式を採用した理由は。	A 本工事は約2万2,000㎡の敷地と施工規模が非常に大きく、施工箇所が広範囲にわたる大量の残置杭の撤去が必要である。 また、本事業については長年にわたり地域の方々と協議を重ねており、工程管理が重要である。 さらに、施工場所の周辺には住宅地がかなり密集しており、粉じんや騒音、振動の対策が重要である。 このような本工事特有の課題があるため、安全かつ確実な施工確保、周辺地域環境への影響を低減するための技術提案が必要である。
Q 低入札価格調査とは何か、その基準についてご説明いただきたい。	A 調査対象は予定価格が一定基準以上の工事。 基準価格は、予定価格の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を基に、算定式により予定価格の75%から93%の間になるよう設定している。 数値的失格基準、工事成績失格基準、

		調査票等の内容調査に関する失格基準のいずれかに該当すると失格となる。			
	Q 基準価格の設定が高いのではないかな。	A 低入札価格調査は地方自治法で定められた制度である。基準価格は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる金額として、国が定めた算定式に準じて都も設定している。			
	Q 調査対象となった場合、辞退する事業者が多いとのことだが、調査に応じてもらえるように内容を緩和するというようなことは検討しているか。	A 国からも、契約内容の適正な履行の確保、労務費等の適切な価格転嫁の確保のため、低入札価格調査制度もしくは最低制限価格制度を積極的に活用することが求められている。 調査にあたっては、工事の品質確保、ダンピング対策という観点、また、下請として参加する中小零細企業に対して不当なしわ寄せが生じないように、工事の施工体制に関する調査を強化するなど、低入札価格調査制度を厳格化するように図っている。 調査には各種資料の提出が必要となり、一定の時間がかかるが、工事が適正に履行されるかには様々な要因が関わってくるため、そこを確認するにはある程度の資料や調査内容が必要であるというのが現状。			
	意見：技術提案型総合評価方式案件における低入札価格調査の運用について、意見があった。				
委員会における検討結果	議案1から議案5までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。				
談合情報案件	項 目		工 事	物品・業務	件 数 計
	談 合 情 報		0 件	1 件	1 件
		うち検討結果疑義	0 件	0 件	0 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回 答	
	<議案6>				
	Q 事業者によって入札金額が大きく異なっているが、捉え方にずれが生じるような発注内容だったのではないかな。			A 仕様書は複数の部署で確認し、業務内容、スケジュール等明確に記載をしており、仕様の設定には問題なかったと考えている。	

	Q 本件は、低入札価格調査にかからないのか。	A 工事は積算基準があり、客観的、合理的な基準点を設定できるが、委託等については、積算基準がなく基準点を設定することが困難なため低入札価格調査制度を実施していない。
	Q 昔1円で入札するということがあったが、そういったことを防止する仕組みはあるのか。	A 価格のみの競争では、過度な低価格での入札による履行品質の確保に課題が生じうるため、都では価格だけでなく技術力等でも評価する総合評価方式の活用等を積極的に推進している。
	Q どのように契約続行の判断をしたのか。	A 職員や関係者等にヒアリングを行った結果、不適切な行為や接触は確認できなかったことなどから、手続としては適正に行われていたものとして契約続行を判断した。
	意見：業務委託における過度な低価格での落札については、履行品質の確保等の影響が懸念される。	
委員会における検討結果	議案6について、談合情報処理は規定のルールどおりに行われている。	